住宅の脱炭素化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和９年度要求額　12,500百万円（8,000百万円）】

新築住宅におけるCFP表示製品等の使用、既存住宅のZEHリノベや断熱リフォーム等による脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

（1）戸建住宅・集合住宅における環境影響評価の活用促進事業
窓又は断熱材の一部にCFP（カーボンフットプリント）表示製品等※を使用し、かつ、断熱性能等について一定の要件を満たす戸建住宅・集合住宅を新築する者に対する補助
※ 令和９年度中にCFPを公表する製品を含む

（2）戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業
①新築集合住宅のZEH-M化等支援※1
ZEH-Mの要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助
②既存住宅のZEH化改修促進支援
既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助
③新築戸建住宅のZEH・ZEH＋化等支援※2
ZEH又はZEH＋の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助
※1 高層ZEH-Mは過去に採択された案件の継続分に限る
※2 過去に採択された案件の継続分に限る

（3）既存住宅の断熱リフォーム支援事業
既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助

（4）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業
省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

3. 事業スキーム

■事業形態：　（1）　（2）　（3）間接補助事業　（4）委託事業
■補助対象・委託先：　（1）　（2）　（3）住宅取得者等　（4）民間事業者・団体
■実施期間：　令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

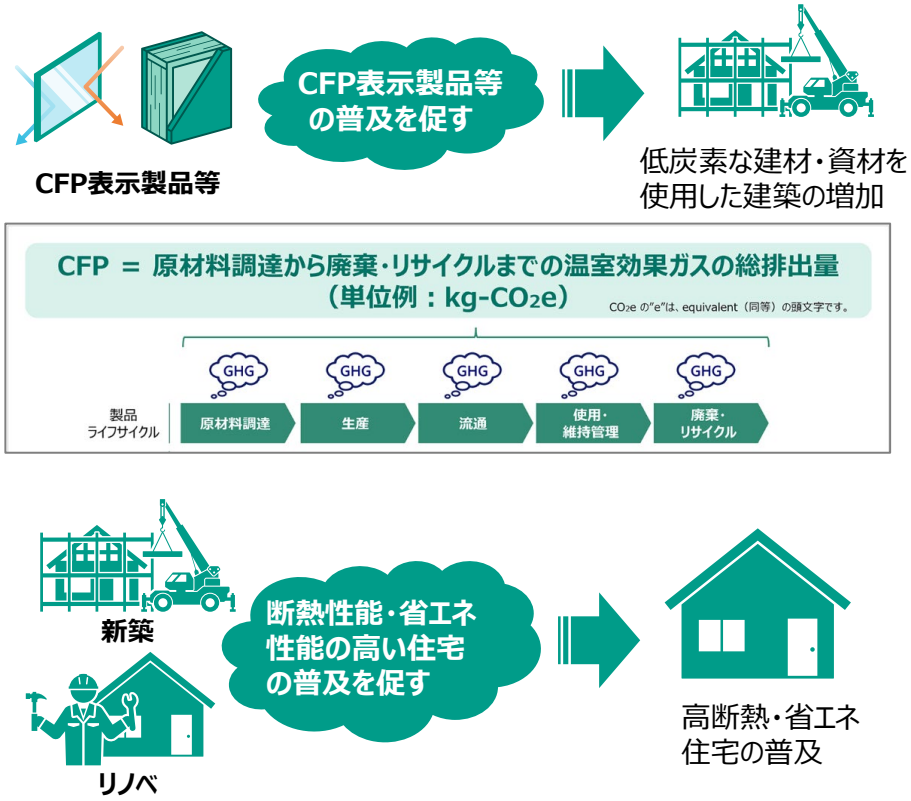

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室）　電話：0570-028-341

住宅の脱炭素化促進事業のうち、
（1）戸建住宅・集合住宅における環境影響評価の活用促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

新築住宅におけるCFP表示製品等の使用等による脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

窓又は断熱材の一部に、GHG排出量等の環境情報を定量的に算出し、環境影響を評価する仕組みであるCFP（カーボンフットプリント）表示製品又はEPD（環境製品宣言）取得製品※を使用し、かつ、断熱性能等について一定の要件を満たす新築戸建住宅・新築集合住宅に対して補助します。

※令和９年度中にCFPを公表する製品を含む

1）戸建住宅　（１～４地域）　：90万円/戸
　　（５～８地域）　：80万円/戸

2）集合住宅（低層・中層・高層）　：50万円/戸
　LCCO2の算定を行った場合　　：60万円/戸

3）上記に加え、グリーン鉄、CLT（直交集成板）、蓄電システム、EV充電設備等に対して別途補助します。

3. 事業スキーム

■事業形態：　間接補助事業

■ 補助対象 ：　住宅取得者等

■実施期間：　令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例



【補助対象住宅の省エネ性能等】

		外皮基準	一次エネルギー消費量削減率	
			省エネのみ	再エネ等含む
戸建住宅		断熱等性能等級６	30%以上削減	100%※1、2
集合住宅※3	低層	断熱等性能等級６※4	30%以上削減	75%※5
	中層			50%※5
	高層			ー

※1　寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上
※2　都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない
※3　住棟全体の性能
※4　全住戸の外皮平均熱貫流率（UA値）の平均値が断熱等性能等級６の基準値を満たす場合、角住戸等に限り断熱等性能等級５以上でも可。
※5　多雪地域は、要件としない

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室）　電話：0570-028-341

住宅の脱炭素化促進事業のうち、

（2）戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

① 新築集合住宅のZEH-M化等支援

1）低層ZEH-M（3層以下）、中層ZEH-M（4、5層）への定額補助：40万円/戸※1

2）高層ZEH-Mへの定率補助※2（1/3）

3）上記に加え、蓄電システム、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

② 既存住宅のZEH化改修促進支援（ZEHリノベ）

1）既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、工事の内容に応じた定額単価を積み上げた補助額（上限250万円/戸）

2）既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助（1/3）

③ 新築戸建住宅のZEH・ZEH＋化等支援※2

1）ZEH、ZEH+への定額補助

2）上記に加え、蓄電システム、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

※1　LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸

※2　過去に採択された案件の継続分に限る

3. 事業スキーム

■事業形態：　間接補助事業

■ 補助対象：　住宅取得者等

■実施期間：　令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例

【ZEHリノベ】

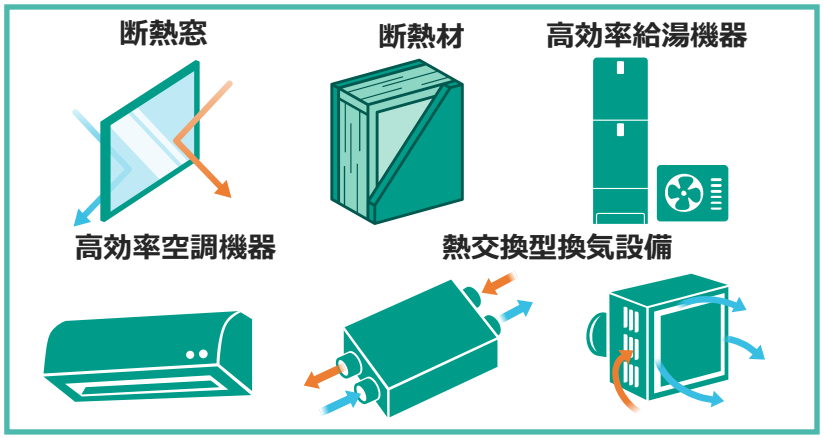

ZEH水準の要件を満たす住宅へ改修

【ZEH-M等支援】

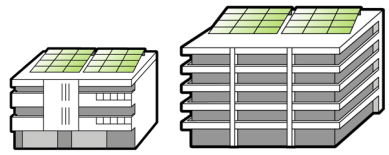

低層ZEH-M　中層ZEH-M

ZEH-M ※	外皮基準	一次エネルギー消費量削減率	
		省エネのみ	再エネ等含む
低層	断熱等性能等級５	20%以上削減	75%
中層			50%

※　住棟全体の性能

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室）　電話：0570-028-341

住宅の脱炭素化促進事業のうち、
（3）既存住宅の断熱リフォーム支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換

1）既存住宅の断熱リフォームを行う者に対して、定率補助（1/3）

2）上記に加え、断熱材・窓の断熱改修と同時に実施する玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象

【補助上限額】

- 既存戸建住宅：上限:120万円/戸
- 既存集合住宅：上限:15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸）

3. 事業スキーム

■事業形態： 間接補助事業

■ 補助対象 ： 住宅所有者等

■実施期間： 令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例



外壁の断熱改修など



外窓交換

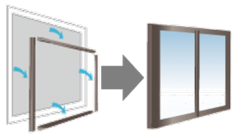

内窓設置



ガラス交換

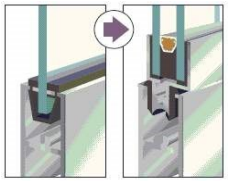

玄関ドア改修



間仕切壁等

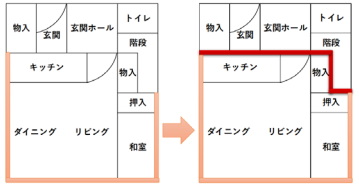

断熱材・窓と同時に行う玄関ドア、間仕切壁等の改修も補助

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 電話：0570-028-341